諮問庁:内閣総理大臣

諮問日:平成30年1月31日(平成30年(行情)諮問第51号)

答申日:平成30年4月26日(平成30年度(行情)答申第39号)

事件名:PKOに派遣された自衛隊が現地で巻き込まれた事件・事故について

国連が処理して通知した事例が分かる文書等の不開示決定(不存

在) に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「PKOに派遣された自衛隊が現地で事件・事故に巻き込まれた場合において、国連が処理して内閣府PKO事務局に通知した事例について、以下の文書 ①どのような事例があるか分かる文書 ②具体的処理が分かる文書」(以下、併せて「本件対象文書」という。)につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3 条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年10月6日付け府平第49 4号により内閣府国際平和協力本部事務局長(以下「処分庁」という。) が行った不開示決定(以下「原処分」という。)について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

カンボジアPKO以来,20年以上たつので,事例が1件もないとは考えられない。

第3 諮問庁の説明の要旨

- 1 本件審査請求の趣旨及び理由について
- (1)審査請求の趣旨

本件は、審査請求人が行った開示請求に対して、処分庁において原処分を行ったところ、審査請求人から、原処分の取消し及び文書の再特定・全部開示を求めるとして審査請求が提起されたものである。

(2)審査請求の理由

審査請求書に記載された本件審査請求の理由は、次のとおりである。 カンボジアPKO以来、20年以上たつので、事例が1件もないとは 考えられない。

2 本件開示請求及び原処分について 処分庁においては、「PKOに派遣された自衛隊が現地で事件・事故に 巻き込まれた場合において、国連が処理して内閣府PKO事務局に通知した事例について、以下の文書①どのような事例があるか分かる文書②具体的処理が分かる文書」(本件対象文書)との開示請求に対し、該当する事例がなく、当該文書を保有していないため、不開示とする原処分を行った。

- 3 原処分の妥当性について
- (1)本件開示請求は、PKOに派遣された自衛隊が現地で事件や事故に巻き込まれた際、その事件や事故を国連が処理して内閣府PKO事務局に通知した事例に係る文書の開示を求めるものである。
- (2) 処分庁では、内閣府文書管理規則(平成23年内閣府訓令第10号) 15条1項の規定に基づき、文書管理者である国際平和協力本部事務局 参事官が「内閣府国際平和協力本部事務局標準文書保存期間基準」(以 下「保存期間基準」という。)を定めている。当該基準においては、国 際平和協力隊の活動に関する報告等の文書の保存期間を5年と定めてお り、保存期間が満了した文書については、廃棄措置することとしている。 仮に、審査請求人が主張するような国連が処理をして同事務局に通知 した事例があるとすれば、その関係文書は報告等文書に該当する行政文 書ファイル(以下「本件行政文書ファイル」という。)に保存されるこ とになるが、保存期間の満了していない行政文書ファイルの確認を行っ たところ、本件対象文書に該当するものは含まれていなかった。
- (3) また、仮に過去、本件対象文書を保有していた場合であっても、当該 文書に係る行政文書ファイルの保存期間の満了したものは、既に廃棄さ れていることから、請求時点においては保有していない。
- (4) 念のため、処分庁において開示請求を受けてから、当該行政文書ファイル以外に執務室、書庫、机及び共有フォルダ内のデータ等の探索や関係職員への聞き取りを行ったが、本件対象文書を確認することができなかった。さらに、審査請求後に再度処分庁において、探索等を行ったが該当する文書を確認することはできなかった。

4 結語

以上のとおり、原処分は妥当であり、審査請求人の主張には理由がない ことから、本件審査請求は、これを棄却することが妥当であると考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成30年1月31日

諮問の受理

② 同日

諮問庁から理由説明書を収受

③ 同年4月9日

審議

④ 同月24日

審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「PKOに派遣された自衛隊が現地で事件・事故に巻き込まれた場合において、国連が処理して内閣府PKO事務局に通知した事例について、以下の文書①どのような事例があるか分かる文書②具体的処理が分かる文書」(本件対象文書)の開示を求めるものである。

審査請求人は、本件対象文書につき、上記のような事例がないとは考えられない旨主張しており、諮問庁は、本件対象文書を保有していないため不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

- 2 本件対象文書の保有の有無について
- (1)本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問 庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。
 - ア PKOに派遣された自衛隊員が現地で事件又は事故に巻き込まれた 事例として、交通事故が発生し、自衛隊又は防衛省が処理した事案が 過去にあったことは承知している。しかしながら、仮に、本件対象文 書にいう「国連が処理して内閣府PKO事務局に通知した事例」があ るとすれば、前述の交通事故等と比較してより重大な事案であると考 えられるところ、そのような事例が過去にあったとは承知していない。
 - イ なお、本件対象文書は、保存期間基準によれば、「国際平和協力業務の実施に関する事項」のうち「その他隊の活動に関する文書」に該当し、その保存期間は5年とされている。

本件開示請求時点以前の5年間には、南スーダン等におけるPKOに自衛隊が派遣されているところ、この間、「国連が処理して内閣府PKO事務局に通知した事例」はないため、本件対象文書は作成も取得もしていない。また、仮に、処分庁において、それ以前に本件対象文書を作成又は取得していたとしても、保存期間満了に伴い既に廃棄されているものと考えられる。

ウ 本件開示請求を受け、処分庁において、念のため、仮にそのような 事例があったとすれば関連文書が保存されることになる本件行政文書 ファイルに加えて、執務室内の机、書庫及びパソコン上のファイル等 の探索を行ったものの、本件対象文書の存在は確認できなかった。

さらに,本件審査請求を受け,処分庁において,再度,同様の探索 を行ったが,本件対象文書の存在は確認できなかった。

(2) 諮問庁から、本件行政文書ファイル及び保存期間基準の提示を受けて確認したところ、その内容は諮問庁の上記(1)の説明のとおりであり、本件対象文書の存在は確認できなかった旨の諮問庁の上記(1)の説明が不自然、不合理とはいえず、他に本件対象文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、内閣府国際平和協力本部事務局において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、内閣府国際平和協力本部事務局において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子,委員 池田綾子,委員 中川丈久